

令和5年10月

事業者各位

釧路労働基準監督署

化学物質管理者の選任について  
(お知らせ)

日頃より労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、化学物質の取扱いについては、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)等により、新たな化学物質規制として各事業場による自律的な管理を基軸とする規制が始まっており、令和6年4月からは対象物質が大幅に追加されるほか、業種や事業場規模にかかわらず、規制対象となる化学物質が一定割合以上含有されている製品を取扱う事業場(ユーザー側)に対して、ばく露を最小限度にする措置、化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任、リスクアセスメントの実施等が義務化されます。

当該リスクアセスメントの実施管理を担う「化学物質管理者」に係る資格要件(※)は特段定められてはいませんが、十分な知識、能力等を有する者を選任することが望まれるため、各講習機関等が実施する化学物質管理者選任時教育の受講を勧奨しています。

各事業場におかれましては、省令が施行される令和6年4月1日までに「化学物質管理者」を選任いただきますようお願い申し上げます。

※ 規制対象物質製造事業場(メーカー側)が選任する化学物質管理者については、法定の専門講習の受講が義務付けられています。